

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	山口学芸大学
設置者名	学校法人 宇部学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配 置 困 難	
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計			
教育学部	教育学科			19	133	152	13		
(備考)									

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	山口学芸大学
設置者名	学校法人 宇部学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	元高等学校教頭	令和6年4月～令和10年3月	学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化を図る。

(備考) 非常勤の理事（学外者）1名が任期中の令和6年6月に逝去したため、8月中に理事会において後任の理事を選任する予定。

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	山口学芸大学
設置者名	学校法人 宇部学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画の作成・公表に係る取組の概要)

本学では、カリキュラム・ポリシーに評価の方針を明記するとともに、学則及び「履修方法に関する規程」、「単位認定及び試験に関する規程」により、学修成果の厳格かつ適正な評価に努めている。

授業計画書(シラバス)の作成については、履修方法に関する規程第5条第1項及び第2項の規定に基づき、授業科目毎にシラバス作成要領に則ったシラバスを作成しており、授業形態(方法)、ナンバリングコード、授業概要、到達目標、到達目標とディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果との関連性、授業計画、アクティブ・ラーニングの内容、成績評価の方法・基準に加え、課題等のフィードバックの具体的方法、時間外学習の内容や時間、参考となるテキスト・参考書、授業担当者の実務経験等を明確に記載している。シラバス作成の最終調整では、授業担当者・担当課以外の教員によるチェック体制があり、学生にわかりやすいシラバス作成に努めている。

シラバスは、ホームページで公開し、年度当初のオリエンテーション等で活用している。

授業計画書の公表方法

<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(各授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

本学では、カリキュラム・ポリシーに評価の方針を明記するとともに、学則及び「履修方法に関する規程」、「単位認定及び試験に関する規程」に成績の評価の方法・基準を定め、「学生ハンドブック 2024」にわかりやすく記載して、年度当初のオリエンテーションで学科教務担当が説明している。

各授業においては、前段で記載した各規程に則った授業毎の評価方法・基準をシラバスに示し、授業担当者が初回の授業時間に学生に周知している。シラバスには、筆記試験や実技試験、レポート、プレゼンテーション、制作作品、グループ活動の貢献度等、多様な方法を評価割合とともに示し、評価基準には、評価で重視する観点などを示している。授業担当者は、各規程やシラバスに示した評価方法・基準に基づき、学修成果の厳正かつ適正な評価を行っている。

卒業論文については、通年のゼミナールとして概ね 30 時間で 2 万字以上の論文執筆を指導する。その際、題目届や論文・要旨集原稿の提出期限の厳守、最終報告会での報告を義務づけている。シラバスには、主査が総合的評価 80%、副査が研究成果の評価 20% という評価方法と 5 つの評価基準を明示しており、学修成果の厳正かつ適正な評価を行っている。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

本学では、成績評価については、学則第 35 条に規定されている S (90~100 点)、A (80~89 点)、B (70~79 点)、C (60~69 点)、D (60 点未満) の 100 点法・5 段階評価に加えて、G P A 制度を導入しており、ホームページで公表している。

G P A は学内の運用規程で定めた算定方法 (S の単位数 \times 4 + A の単位数 \times 3 + B の単位数 \times 2 + C の単位数 \times 1) \div (履修登録単位数) により算出し、学生への履修指導や各種奨学生、学長表彰の選考等の使用に加え、履修登録単位数上限の緩和や成績分布状況の把握にも活用している。

授業科目別に履修者全員の G P の平均を算出し、成績評価が著しく易しい（あるいは厳しい）授業科目がないかを確認し、成績評価の適切な実施に努めている。

また、ホームページには、G P A の算出方法及び成績の分布状況を公開しており、学生が自分自身の成績の位置を確認できるようにしている。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

G P A 制度
G P A 数値分布状況
<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/policy-assessment/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学は、建学の精神「至誠」にもとづき、芸術を基盤とする教育を発展させ、時代の変革に対応できる多様性・柔軟性を備え、地域社会の発展に貢献できる人材を育成することを教育理念としており、人間を育てるのは人間に他ならないという教育・保育の本質に立ち、新しい社会の変革の中で強い存在感を示す人材の養成を教育目的と定めている。

これらの建学の精神・教育理念・教育目的を踏まえて、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確に示した卒業の認定方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、「学生ハンドブック 2024」に掲載してオリエンテーション等で周知するとともに、関係者はホームページで閲覧することができる。

卒業の認定に当たっては、ディプロマ・ポリシーに則り、以下に示す(1)~(4)の、目標とする学修成果(学士力)を身につけていること、かつ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者について、教授会で確認・審議し、その意見に基づき学長が決定している。

(1) 知識と技能

各学問分野における基本的な知識や幅広い教養を修得することで豊かな人間性や広い見識を身につけ、人間の成長・発達・学びについての専門的知見と技能をもって子どもを理解できる。

(2) 汎用的能力

論理的思考力、情報活用能力、表現力、コミュニケーション能力などの諸能力をもち、多様性や柔軟性を備えて社会生活や職業生活に応用できる。

(3) 態度・志向性

教育者・保育者としての使命感と深い教育的愛情、生涯にわたって自ら学び続ける意志をもつとともに、地域社会において多様な人々と連携・協働し、コミュニティをつなごうとする態度と志向性を有している。

(4) 総合的な学修経験と創造的思考力

広い視野に立って社会の事象や諸課題に向き合い、解決に向けて取り組むとともに、大学での学びを総合的に活用して創造的に考え、取り組むことができる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/policy/>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	山口学芸大学
設置者名	学校法人 宇部学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/
財産目録	https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/
事業報告書	https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/
監事による監査報告（書）	https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：山口学芸大学事業計画	対象年度：令和6年度)
公表方法： https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/	
中長期計画（名称：	対象年度：)
公表方法：	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法： https://www.y-gakugei.ac.jp/about/evaluation/

(2) 認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法： https://www.y-gakugei.ac.jp/about/evaluation/

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 山口学芸大学教育学部

教育研究上の目的 (<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/>)

(概要)

本学の教育研究上の目的は、学則第1条に、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学理念「至誠」の精神に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、もって豊かな教養と人間性を備えた教育者の育成並びに社会の発展に寄与すること」と規定している。

また、この学則第1条を受け、「山口学芸大学ガバナンス・コード」には、教育目的及び研究目的を以下のように明記し、ホームページで公開している。

・ガバナンス・コードにおける【大学の教育目的及び研究目的】

教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学理念「至誠」の精神に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、もって豊かな教養と人間性を備えた教育者の育成並びに社会の発展に寄与することを教育目的とします。

また、それぞれの専門領域において最先端の知識を集積し、専門性を深め、学問の発展に貢献するとともに、新たな教育手法を開発・実践し、地域社会の発展に寄与することを研究目的とします。

さらに、この教育研究上の目的のうち、教育目的については、「豊かな教養と人間性を備えた教育者の育成」を具現化するため、「学生ハンドブック2024」の巻頭に学生にわかりやすいように記載し、関係者はホームページで閲覧することができる。

なお、この教育目的については、建学の精神の再定義を踏まえて見直された教育理念に基づき、令和3年度に改正されたものである

【教育目的】

人間を育てるのは人間にほかならないという教育・保育の本質に立ち、新しい社会の変革の中で強い存在感を示す人材の育成を追求します。

具体的には、次のような教育者・保育者の養成を教育目的とします。

- ・芸術を希求することによって自己の人格を高め、豊かな人間性を身につけた人材
- ・生涯発達的な視点から、乳幼児・児童生徒の生活実態や発達・学びの連続性を理解し、高度な専門性を身につけた人材
- ・社会全体で子どもを育てていくことの重要性を踏まえ、地域の資源を活かしながら専門機関、家庭、地域社会と連携・協働できる人材
- ・時代のニーズに柔軟に対応できるグローバルな視野と課題解決能力を兼ね備え、持続可能な社会の構築を担うことのできる人材
- ・ＩＣＴ教育等の高度情報化社会が求める情報技術活用能力やコミュニケーション能力を身につけ、新たな価値を創造することのできる人材

「山口学芸大学ガバナンス・コード」

<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/governancecode/>

卒業又は修了の認定に関する方針 (<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/policy/>)

(概要)

本学は、建学の精神・教育理念・教育目的に基づき、3つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を一体的に定めており、「学生ハンドブック 2024」に明示し、関係者はホームページで閲覧することができる。

本学が定めている卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は以下のとおりである。

本学では、建学の精神「至誠」のもと、新しい社会の変革の中で、強い存在感を示す教育者・保育者の養成に向けて、以下に示す学修成果（学士力）を身につけ、かつ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者に対して卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与します。

(1) 知識と技能

各学問分野における基本的な知識や幅広い教養を修得することで豊かな人間性や広い見識を身につけ、人間の成長・発達・学びについての専門的知見と技能をもって子どもを理解できる。

(2) 汎用的能力

論理的思考力、情報活用能力、表現力、コミュニケーション能力などの諸能力をもち、多様性や柔軟性を備えて社会生活や職業生活に応用できる。

(3) 態度・志向性

教育者・保育者としての使命感と深い教育的愛情、生涯にわたって自ら学び続けようとする意志をもつとともに、地域社会において多様な人々と連携・協働し、コミュニティをつなごうとする態度と志向性を有している。

(4) 総合的な学修経験と創造的思考力

広い視野に立って社会の事象や諸課題に向き合い、解決に向けて取り組むとともに、大学での学びを総合的に活用して創造的に考え、取り組むことができる。

教育者・保育者として求められる資質・能力（学修成果）

本学では、学生が卒業までに修得することが期待される資質・能力を「学修成果」として次のように示しています。

(1) 知識と技能

① 豊かな人間性と広い見識

教育者・保育者の基盤となる基本的知識や幅広い教養を修得し、豊かな感性や高い倫理観、広い見識を身につけている。

② 教育・保育に関する専門的知識・技能

人間の成長・発達・学びについての専門的知見や技能をもって子どもを理解できる。

(2) 汎用的能力

③ 専門職としての論理的思考力、情報活用能力

事象や課題について、文献や資料、ICT・数理データ等を活用し、多面的に分析・考察し、解決する意識と対応力をもつ。

④ 教育・保育現場で求められる表現力・コミュニケーション能力

積極的に他者と関わり、気持ちや考えを伝え合うとともに、喜びや感動を他者と共有することができる。

(3) 態度・志向性

⑤ 教育者・保育者としての使命感と教育的愛情

教育者・保育者としての責任と使命感を自覚して、生涯にわたって自ら学び続け

る意志をもつとともに、子どもの人権と個性を尊重し、一人ひとりに寄り添って学びを支援することができる。

⑥ 地域社会の一員としての自覚

地域社会において他者と連携・協働し、コミュニティをつなぎながら教育・保育・子育てに関わろうとする態度と志向性を持ち続けることができる。

(4) 総合的な学修経験と創造的思考力

⑦ 広い視野に立った課題解決力

社会の事象を俯瞰的にとらえるとともに、諸課題に向き合い、解決に向けて取り組むことができる。

⑧ 創造的思考力と実践力

大学での学びを総合的に活用して、子どもの豊かな学びの実現に向けて創造的に取り組むことができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針 (<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/policy/>)

(概要)

本学では、以下のとおり教育課程編成・実施の方針を定めており、「学生ハンドブック 2024」に明示し、関係者はホームページで閲覧することができる。

本学が定めている教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである。

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えるため、以下の方針で「教養科目」と「専門科目」からなる教育課程を編成・実施します。

1. 教育内容

「教養科目」

- ・芸術文化や人文科学、自然科学、キャリア教育等、分野横断的に幅広い教養を修得する科目群〈リベラルアーツ〉

- ・DX 活用の基礎となるデータサイエンスや知的財産に関する基礎的素養を修得する科目群〈文系 DX〉

「専門科目」

- ・教育者・保育者としての人間的資質と高度な専門的知識を修得する科目群〈科目目〉

- ・子どもの成長と発達の連続性を理解し、実践を通して子どもと関わる資質を修得する科目群〈子ども学〉

- ・広い視野をもって課題解決に取り組む力を修得する科目群〈グローバル学〉

- ・地域の特色や課題を把握・発見し、DX を用いて課題解決する力を修得する科目群〈DX による課題解決〉

- ・乳幼児、児童、生徒と関わる中で課題を見出し、実践する意欲と教育者・保育者としての資質を修得する科目群〈教育実習・保育実習・実践演習〉

- ・学問的体系に基づく専門的知識、論理的思考力と分析力を修得する科目群〈ゼミナール〉

2. 教育方法

1) カリキュラムの体系・順次性をナンバリングコードで表示し、学生の計画的な履修を促します。

2) 授業科目の目的・内容に応じた授業形態を採用し、学修成果を確かなものとします。

3) 授業形態を問わず、討論・プレゼンテーション・グループワーク・ロールプレイング等のアクティブラーニングを推奨し、学生の能動的な姿勢を引き出します。

4) 本学と連携して「SPARC 教育プログラム」を実施する他の2大学から提供される授業科目では、遠隔授業を導入し、大学の枠を超えた学びの機会を提供します。
5) 各授業科目の評価を学生にフィードバックすることで、自らの学びの振り返りを促します。

6) 学部教育の学びの集大成となる「卒業研究」では、論文の提出後、卒業研究報告会での発表を義務づけます。

3. 評価

1) 各授業科目の達成目標やディプロマ・ポリシーとの関連、授業計画、時間外の学習及び成績評価基準・方法等をシラバスに明記し、学生に周知します。

2) 各授業科目の達成目標に応じた評価方法を用いて学修成果を測ります。

3) シラバスに明記された各授業科目の成績評価基準・方法に基づき厳格に評価を行います。

入学者の受入れに関する方針 (<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/policy/>)

(概要)

本学が定めている入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりで、次に示すような能力、意欲、適性などをもち、教育者・保育者をめざす人を求めている。また、これはホームページで公開をしている。

- (1) 高校段階までの基礎的な知識・技能、思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度を備えている。
- (2) 教育・保育に関する専門的知識・技能を学ぶと共に他者と協働し課題を解決していくとする意欲がある。
- (3) 芸術に関心をもち、感動する心や表現する意欲がある。
- (4) 愛情をもって乳幼児・児童・生徒に接し、子どもを支えることに喜びを見出せる。
- (5) 社会的一般常識や人権意識をそなえ、他者と積極的にコミュニケーションをとることができる。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
—	2人	—	—	—	—	—	2人
教育学部	—	16人	5人	人	人	人	21人

b. 教員数（兼務者）

学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
人	59人	59人

各教員の有する学位及び業績
(教員データベース等)

<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/teacher/>

c. F D (ファカルティ・ディベロップメント) の状況 (任意記載事項)

「山口学芸大学及び山口芸術短期大学FD・SD委員会規程」を定め、本規程に基づいて活動を行っている。本学は、小規模な大学であるため、教員と職員が一体となった教職協働体制で業務を行っており、教員のFD活動と事務職員のSD活動をともに実施している。

FD・SD委員会では、(1)教育研究活動の改善の立案に関すること、(2) FD・SD研修プログラムの企画と実施に関すること、(3) FD・SD研修活動に関する情報の収集と提供に関すること、(4) FD・SD活動の点検に関するなどを審議し、毎年度策定する年間計画によりFD・SD研修を実施し、教育研究活動及び事務業務等の支援を行っている。

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
教育学部	70人	76人	108.6%	300人	293人	97.7%	10人	1人
合計	70人	76人	108.6%	300人	293人	97.7%	10人	1人

(備考)

b. 卒業者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数	進学者数		就職者数 (自営業を含む。)	その他
		卒業者数	進学者数		
教育学部	82人 (100%)	2人 (2.4%)	78人 (95.1%)	2人 (2.4%)	2人 (2.4%)
合計	82人 (100%)	2人 (2.4%)	78人 (95.1%)	2人 (2.4%)	2人 (2.4%)

(主な進学先・就職先) (任意記載事項)

(進学先) 大学院(就職先) 小学校、中学校、特別支援学校、認定こども園、保育所、施設、一般企業

(備考)

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)

学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数		留年者数	中途退学者数	その他
		入学者数	修業年限期間内 卒業者数			
教育学部	78人 (100%)	77人 (98.7%)	0人 (0%)	1人 (1.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)
合計	78人 (100%)	77人 (98.7%)	0人 (0%)	1人 (1.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)

(備考)

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)

授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画については、授業計画(シラバス)に基づき、適正に実施している。

授業計画書(シラバス)の作成については、履修方法に関する規程第5条第1項及び

第2項の規定に基づき、授業科目毎にシラバス作成要領に則ったシラバスを作成しており、授業形態(方法)、ナンバリングコード、授業概要、到達目標、到達目標とディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果との関連性、授業計画、アクティブ・ラーニングの内容、成績評価の方法・基準に加え、課題等のフィードバックの具体的方法、時間外学習の内容や時間、参考となるテキスト・参考書、授業担当者の実務経験等を明確に記載している。シラバス作成の最終調整では、授業担当者・担当課以外の教員によるチェック体制があり、学生にわかりやすいシラバス作成に努めている。

シラバスは、ホームページで公開し、年度当初のオリエンテーション等で活用している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

(概要)

本学では、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準を、学則及び「履修方法に関する規程」、「単位認定及び試験に関する規程」に定め、学修成果に係る評価及び卒業の認定について、厳格かつ適正に実施している。

授業科目毎の学修の成果に係る評価については、S (90~100点)、A (80~89点)、B (70~79点)、C (60~69点)、D (60点未満)の100点法・5段階評価とし、Dの場合は単位を認定していない。その科目の出席時数が総授業時数の3分の2に満たない場合も、原則として単位は認定しない。卒業論文も卒業要件の必修科目とし、通年のゼミナールとして概ね30時間で2万字以上の論文執筆を指導する。その際、題目届や論文・要旨集原稿の提出期限の厳守、最終報告会での報告を義務づけている。シラバスには、主査が総合的評価80%、副査が研究成果の評価20%という評価方法と5つの評価基準を明示しており、学修成果の厳正かつ適正な評価を行っている。

また、本学ではGPA制度も導入し、学期GPA1.00未満が連続する者への退学勧告や年度GPA3.00以上の学生への履修登録単位の上限緩和等にも活用している。授業科目別に履修者全員のGPAの平均を算出し、成績評価が著しく易しい

(あるいは厳しい) 授業科目がないかを確認し、成績評価の適切な実施に努めている。ホームページには、GPAの算出方法及び成績の分布状況を公開しており、学生が自分自身の成績の位置を確認できるようにしている。

卒業の認定に当たっては、ディプロマ・ポリシーに則り、学修成果(学士力)を身に附いていること、かつ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者について、教授会で確認・審議し、その意見に基づき学長が決定している。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
教育学部	教育学科	124 単位	(有) 無	54 単位
GPAの活用状況 (任意記載事項)		公表方法 : https://www.y-gakugei.ac.jp/about/policy-assessment/		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 : https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/ https://www.y-gakugei.ac.jp/about/policy-assessment/ 免許・資格の取得、授業アンケート等		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：<https://www.y-gakugei.ac.jp/campuslife/campusmap/>

⑧授業料、入学会員その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学会員	その他	備考（任意記載事項）
教育学部	教育学科	620,000 円	250,000 円	340,000 円	施設費 260,000 円 教育充実費 80,000 円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

（概要）

学生への経済的支援として、学納金の延納・分納制度、公的奨学金の取扱いのほか、本学独自の奨学金制度として、特待生奨学金制度、県外生特別奨学金制度等に加え、令和5年度から学修用端末購入推進奨学金（BYOD 奨学金）制度を新設したところである。

<https://www.y-gakugei.ac.jp/to-parents/scholarship/>

b. 進路選択に係る支援に関する取組

（概要）

大学全体のキャリア支援を統括する機関としてキャリア支援センターを設置し、その下に職種に応じて適切な支援を行うことを目的に、就職支援室、教職支援室、保育職支援室を置いている。また、全学的なキャリア支援について審議する組織として、学部や各室などの代表からなるキャリア支援委員会を組織し、教職協働で支援を行っている。就職状況は好調で、教員採用試験の現役合格率は全国でもトップクラスの高水準を維持し、保育職就職率も100%が続いている。

<https://www.y-gakugei.ac.jp/career/>

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

（概要）

毎年4月に、学生全員の健康診断を実施している。診断項目は、計測（身長・体重・視力）・胸部X線・内科検診である。これらの結果と併せて、BMI値も診断票に記入し、健康相談の資料としている。検査を必要とする学生に対しては、個別に対応し、別途検査結果を保健室に提出するよう指導している。

保健室では、日常の学生からの健康相談に加え、健康安全に関する知識や理解を深めることを目的として、年4回の保健室だよりと、インフルエンザ等季節における流行疾患の注意喚起を促す資料等を発行し、学内の掲示板にて周知を図っている。また、希望者へのインフルエンザの予防接種を毎年実施している。

メンタル面についても保健室で体調管理の面と併せて指導を求める学生が多いため、対応した看護師・学生課そして学科教員が連携し、相談内容によっては公認心理士の指導も加えて対応できる体制を整えるとともに、保健室は学生の心身の健康支援上重要な位置付けをなしている。

心理的・精神的な悩みや問題を抱える学生の支援は、学生相談室が中心となってその任務を担っている。令和5年度からは非常勤職員（臨床心理士）1人を配置した。

学生相談室の開室時間は、令和6年度から週1日（1日4時間）へ拡充した。平成27年度以降の保健室業務の充実に伴い、学生相談は学部学科教員と保健室とが必要に応じて情報共有するなど、積極的な連携を行うことでさらに充実させていく。

<保健室>

<https://www.y-gakugei.ac.jp/campuslife/support>

<学生相談室>

<https://www.y-gakugei.ac.jp/campuslife/support>

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F135310110149
学校名 (○○大学 等)	山口学芸大学
設置者名 (学校法人○○学園 等)	学校法人宇部学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		31人	27人	31人
内訳	第Ⅰ区分	12人	-	
	第Ⅱ区分	-	14人	
	第Ⅲ区分	12人	-	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				-
合計 (年間)				33人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当		-	人	人
計		-	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	人	人
G P A等が下位4分の1		-	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	人	人
計		-	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。